

ご存じですか？各種認定証

国民健康保険

次の認定証を医療機関に提示すると、医療費の窓口負担額および入院時の食事療養費を一定額に抑えられます。

〔限度額適用認定証〕

医療費の窓口負担額が自己負担限度額までとなります。

※認定証を使わず、窓口負担額が自己負担限度額を超えた方は、高額療養費の申請案内が送付されます。申請には領収書が必要です。

〔標準負担額減額認定証〕

限度額適用認定証と併せて交付され、入院時の食事療養費が軽減されます。

◆申請に必要なもの

・資格確認書等

・領収書（過去12カ月間で、表①区分または、表②住民税非課税区分Ⅱの期間での入院日数が91日以上のもの）

8月以降も認定証が必要な方は、再度申請をしてください。

◆認定証の有効期限

令和8年7月31日

※70歳を迎える方、後期高齢者医療制度へ移行する方を除く。

◆マイナ保険証のご利用を

国民健康保険税の未納がない方（70歳以上は、所得区分が確認できる方）は、マイナ保険証を利用することで、事前の手続きなく自己負担限度額を超える支払いが免除されます。

後期高齢者医療

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」は交付されなくなりました。

申請により、自己負担区分を資格確認書に記載することで、医療費の窓口負担額および入院時の食事療養費を一定額に抑えられます。

◆申請に必要なもの

・資格確認書

・領収書（過去12カ月間で、表②住民税非課税区分Ⅱの期間での入院日数が91日以上のもの）

※すでに各認定証または自己負担区分を記載した資格確認書をお持ちの方は、申請によらず、自己負担区分を記載した資格確認書（有効期限 令和8年7月31日）が送付されます。

表① 70歳未満の国民健康保険加入者

区分		医療費の自己負担限度額（月額）	対象者	
			限度額適用認定証（※1）	標準負担額減額認定証
ア	年間所得 901万円超	252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1% *【4回目以降140,100円】	○	
イ	年間所得 600万円超901万円以下	167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1% *【4回目以降93,000円】	○	
ウ	年間所得 210万円超600万円以下	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1% *【4回目以降44,400円】	○	
エ	年間所得 210万円以下	57,600円 *【4回目以降44,400円】	○	
オ	住民税非課税	35,400円 *【4回目以降24,600円】	○	○

年間所得＝総所得金額等－基礎控除43万円（合計所得が2,400万円を超えると段階的に減少します）

*過去12カ月（1年間）に同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の限度額

表② 70歳以上の国民健康保険加入者および後期高齢者医療制度加入者

区分			医療費の自己負担限度額（月額）		対象者	
			外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	限度額適用認定証	標準負担額減額認定証
現役並み所得者	Ⅲ	課税所得 690万円以上	252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1% *【4回目以降140,100円】			
	Ⅱ	課税所得 380万円以上	167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1% *【4回目以降93,000円】		○	
	Ⅰ	課税所得 145万円以上	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1% *【4回目以降44,400円】		○	
一般	課税所得	145万円未満	18,000円（※4） 【年間上限144,000円】	57,600円 *【4回目以降44,400円】		
住民税非課税	区分Ⅱ（※3）		8,000円	24,600円	○	○
	区分Ⅰ（※2）			15,000円	○	○

課税所得690万円以上の方および一般区分の方は、限度額適用認定証なしで自己負担限度額までの窓口負担となります。

*過去12カ月（1年間）に同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の限度額

※1 保険税の未納がない世帯に限る

※2 国民健康保険の加入者全員と世帯主（後期高齢者医療制度の場合は世帯全員）が住民税非課税で各所得が必要経費・控除（公的年金は控除額806,700円。給与所得者の場合は、給与所得控除に加え10万円を控除）を差し引いたときに0円となる方

※3 国民健康保険の加入者全員と世帯主（後期高齢者医療制度の場合は世帯全員）が住民税非課税で「区分Ⅰ」（※2）以外の方

※4 後期高齢者医療制度の加入者で、負担割合が2割の方には、外来受診の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置が適用されます（令和7年9月末まで）。

問合せ 国保年金課（2階） ☎ (20)1503 FAX (20)1600